

公布された規則のあらまし

佐賀県核燃料税条例の施行期日を定める規則（規則第 18 号）

佐賀県核燃料税条例（平成 30 年佐賀県条例第 37 号）の施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日とすることとした。

佐賀県核燃料税条例施行規則（規則第 19 号）

- 1 核燃料税に関し、申告書、納付書、通知書等の様式等必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 20 号）

- 1 佐賀市の区域において佐賀県福祉のまちづくり条例第 23 条第 3 項の規定により適合証を交付した場合において、虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき、又は返還させることが適当であると認めるときは、佐賀市長が当該適合証の交付を受けた者から当該適合証を返還させることができることとした。（第 5 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 21 号）

- 1 有料駐車場の使用料の月額を改定することとした。（別表第 3 関係）
- 2 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。